

ANIORU'S CUP 2020

アニオールズカップ 2020
全日本学生外洋帆走選手権

帆走指示書

Sailing Instruction

2020年2月27日(木)

- 【開催日】 2020年3月5日(木)～3月8日(日)
- 【開催地】 神奈川県葉山マリーナ及び葉山新港
- 【主催】 日本学生外洋帆走連盟
- 【公認】 公益財団法人日本セーリング連盟 (承認番号:2019-46)
- 【運営】 日本学生外洋帆走連盟 ANIORU'S CUP2020 実行委員会
- 【後援】 JSAF 外洋湘南、JSAF 外洋東京湾、JSAF 外洋三崎、JSAF 三浦外洋セーリングクラブ
(順不同)

1 規則

【SP】はレース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。

【NP】はこの規則の違反は艇による抗議の根拠にならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

1.1 本レガッタは「セーリング競技規則に定義された規則を適用する。

1.2 本大会は WS Addendum Q に従ってアンパイア制によりレースを行う。ただし、Addendum Q は、アンパイアが海上でインシデントを見ることができなかった場合に、レース後にプロテスト委員会による判決ができるように修正される。修正された Addendum Q は Addendum Q:Ani として帆走指示書に添付されている。

2 競技者への通告

2.1 競技者への通告は、葉山新港内の大会本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示の変更がある場合、それが発効する当日の最初のレースの予告信号の 80 分前までに葉山新港内の大会本部に設置される公式掲示板に掲示する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 19:00 までに掲示される。

3.2 海上においての変更は、L 旗を掲揚した本部船より口頭で行う。

4 出艇申告とコンディションレポートの提出 [SP,NP]

4.1 各艇は大会期間中毎日、出艇前に出艇申告用紙を大会本部に提出し、出艇の承認を受けなければならない。それと同時にコンディションレポートも提出しなければならない。

4.2 出艇申告用紙は大会本部に用意される。コンディションレポートは、NST から借りる際にもらうファイルの中にある。コンディションレポートの用紙が足りなければ大会本部に申告すること。

4.3 出艇申告後にスタートしなかった艇は、24 項のレース本部連絡先に対して電話連絡を行わなければならない。

5 日程

5.1 レース日程

3月5日(木) 12:00 艇体割り振り抽選・大会受付・体重測定

13:00 艇体チェック

- 3月6日(金)** 09:30 開会式 及び 艇長会議・出艇申告
11:55 プラクティスレースの予告信号
 プラクティスレース終了後、第1レース実施
- 3月7日(土)** 08:30 艇長会議・出艇申告
09:55 最初のレースの予告信号
- 3月8日(日)** 08:30 艇長会議・出艇申告
09:55 最初のレースの予告信号
13:55 最終予告信号の時刻
17:00 表彰式

- 5.2 3月5日の大会受付・体重測定・艇体割り振り抽選は葉山新港で行うため、葉山新港に各チーム集合すること。受付等が完了したチームからレース委員会の担当者に艇体チェックをしたい旨を伝えること。
- 5.3 艇体チェックは、レース委員会の担当者と各艇のスキッパーが共同で行わなければならない。
- 5.4 全日、葉山マリーナ着艇後に艇は上架しなければならない。
- 5.5 上架の際はマリーナ関係者の方の上下架を優先し、マリーナのスタッフの方の指示によく従うこと。
- 5.6 本レガッタは1日最大5レース、期間中最大12レースを予定している。
- 5.7 プラクティスレースは1レースのみとする。
- 5.8 本レガッタが成立するためには、最低5レースを完了することを必要とする。
- 5.9 3月6日・7日は16時30分以降のスタート予告は行わない。
- 5.10 レースを予定された最終日には、13:55より後に予告信号を発しない。
- 5.11 これらの予定は当日変更する場合があります、その際は速やかに各スキッパーに電話で連絡される。

6 艇体

- 6.1 本大会の期間中、レース実行委員会は参加大学にNST 葉山所属のY30sを貸与する。艇体の割り振りは、3月5日の大会受付時にくじ引きによって行う。使用する艇はシリーズを通して同じ艇とし、変更しない。
- 6.2 レース実行委員会の許可なしに、艀装品を艇に持ち込み、また艇から取り外すことを禁止する。
[SP,NP]
- 6.3 なお、持ち込み可能な備品を以下に記載する。なお、下記以外の備品を持ち込みたい場合は、備品持ち込み申請書に記入し、大会期間前は下記問い合わせ先まで、大会期間中は大会本部まで提出すること。[SP,NP]
※持ち込み可能な備品は、コンパス、ウインチハンドル、工具、リペア用具、救急用品 GPS、双眼鏡
ライフジャケット
- 6.4 各貸与艇のチューニングは初日の艇体チェックまでに、NSTによってイーブンな状態にされる。参加者は、ステイ(バックステイを除く)やライフラインの調整及びその他の艀装品の変更や艇の改造をしてはならない。疑問点のある場合は、艇体チェック後、出艇するまでに大会本部に申告すること。
[SP,NP]

7 レース海域

レース海域は葉山港沖とする。

8 コース

- 8.1 コースは付属文書1の見取り図の通りとする。見取り図は通過するマークの順序及びそれぞれのマークを通過する側を示す。

- 8.2 予告信号以前に、コース番号(付属文書 1 参照)を示す数字旗、最初のマークのコンパス方位、第一レグの距離を掲示する。
- 8.3 上下コース:本部船に数字旗 1 もしくは 2 が掲揚される。
- 8.4 ショートディスタンスコース:本部船に数字旗 3 が掲揚される。

9 マーク

- 9.1 マーク 1 とマーク 2 およびマーク 3 は円筒形黄色のものを使用する。

10 スタート

- 10.1 レースが間もなく始まる注意喚起のため、予告信号の遅くとも 5 分以前に、音響 1 声とともに『オレンジ色のスタートライン旗』を掲揚する。
- 10.2 RRS26 に従い、予告信号をスタート信号の 5 分前とし、スタートさせる。
- 10.3 クラス旗は ANIORU 旗を使用する。
- 10.4 スタートラインは、スターボードの端にある本部艇上のオレンジ旗を掲揚しているマスト又はポールと、ポートの端のスタート・マーク(マーク 2)の間とする。
- 10.5 スタート信号の 5 分より後にスタートする艇は、審問無しに「DNS(スタートしなかった)」と記録される。(RRS 付則 A4 及び A5 の変更)

11 コースの短縮及び変更

- 11.1 コース短縮の場合は、ポートの端にある回航マークとスターボードの端にある S 旗を掲揚している運営艇上のマスト又はポールとの間をフィニッシュラインとする。
- 11.2 4レグコースの場合、3レグよりコースを短くするコース短縮は行わない。2レグコースの場合、コース短縮は行わない。
- 11.2 コースの次のレグの変更の場合は、運営艇に C 旗を掲揚し、反復音響と共に、新しいマーク(マーク 3)のおおよそのコンパス方位を掲示する。ただし、+旗および-旗は掲揚しない。(RRS33(b)の変更)

12 フィニッシュ

- 12.1 奇数レグの場合のフィニッシュラインは、スターボードの端にある運営艇上のオレンジ旗を掲揚しているマスト又はポールと、ポートの端のフィニッシュマーク(マーク 1)の間とする。
- 12.2 偶数レグの場合のフィニッシュラインは、ポートの端にある運営艇上のオレンジ旗を掲揚しているマスト又はポールと、スターボードの端のフィニッシュマーク(マーク 2)の間とする。

13 ペナルティー

- 13.1 RRS 第 2 章違反の艇の失格に代わるペナルティーは 1 回転 (1 回のタックと 1 回のジャイブを含む)とする。(RRS44.1 の変更)
- 13.2 ジュリーは、RRS2 章と RRS31 違反に対して、次項に従い審問なしのダイレクトペナルティーを掛けることができる。

14 得点

- 14.1 シリーズの成立には 5 レースを完了することが必要である。
- 14.2 得点方式は、以下のとおりとする。
 - (a) 8 レース以下しか完了しなかった場合、最も悪い得点 1 つを除外したレース得点の合計とする。
 - (b) 9 レース以上が完了した場合、最も悪い得点 2 つを除外したレース得点の合計とする。
- 14.3 ショートディスタンスコースの得点は 1.5 倍とする。

15 タイムリミット

- 15.1 RRS30 に違反することなく、上下コースのタイムリミットはスタート信号後 90 分、又は先頭艇フィニッシュ時刻の 30 分後のいずれか遅い方とする。

- 15.2 ショートディスタンスコースのタイムリミットは、先頭艇のフィニッシュ時刻の 30 分後とする。
- 15.3 タイムリミットまでにフィニッシュしない艇は、審問なしに「DNF」と記録され、その得点は参加艇数プラス1点とする。(RRS35、付則 A4、A5)

16 着艇申告とコンディションレポートの提出[SP,NP]

- 16.1 レースに参加した艇は、着艇後、速やかに大会本部に対して着艇申告およびコンディションレポートの提出を行わなければならない。
- 16.2 着艇申告用紙は大会本部に用意される。コンディションレポートは NST から借りる際にもらうファイルの中にある。コンディションレポートの用紙が足りなければ大会本部に申告すること。

17 抗議と救済要求

- 17.1. (a) 帆走指示書 1.2 に従って、レースは WS Addendum Q:Ani に基づくアンパイア制の下で行う。
(b) アンパイア制について:WS Addendum Q を修正し、アンパイアがインシデントを海上で視認できなかった場合に、プロテスト委員会がレース終了後に判決を行えるものとする。
- 17.2 抗議書は葉山新港内にあるレース本部で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締め切り時間内にレース本部に提出されなければならない。
- 17.3 抗議締め切り時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 90 分とする。
- 17.4 審問の当事者であるか、または証人として名前が挙げられている競技者に審問のことを知らせるために、抗議締め切り時刻後 30 分以内に通告が掲示される。
- 17.5 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。

18 乗員の交代と装備の交換 [SP NP]

- 18.1 競技者の変更は、緊急の場合を除き認められない。
- 18.2 乗艇人数を各日に変更することは原則認めない。
- 18.3 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、レース委員会に対して行わなければならない。また、交換が間に合わない場合は大会期間中、該当チームは損傷または装備を紛失した状態でレースを行わなくてはならない。

19 運営艇

- 本部艇 : 千葉大学所有の「くろしお V 世」(31ft、ピンク色旗)
- マークボート1 : 防衛大学校所有のインフレーターボート(VSR、ピンク色旗)
- マークボート2 : 海洋サービスのレンタルボート(VSR、ピンク色旗)
- ジュリーボート : 海洋サービスのレンタルボート(VSR、白色旗)

20 支援艇

- 20.1 チームリーダー、コーチその他の支援者は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。[SP、NP]

21 安全に関する遵守事項 [SP、NP]

- 21.1 乗員は出港から帰港までの間、ライフジャケットをすべての着衣の上に着用すること。
- 21.2 釣り船、手漕ぎボートから半径 10 メートルのエリアを帆走してはならない。
- 21.3 不測の事態が発生した場合は、法令に関わりなく、他の船舶との衝突予防に努めること。
- 21.4 レース海面のどこからでも帰港可能な量以上の燃料を搭載していること。
- 21.5 気象海象等の事情により、レース委員長の裁量でスピネーカーの使用を制限する場合がある。スピネーカーの使用を制限するレースに関しては、本部艇及び運営艇にて Y 旗が掲げられる。レース開始後にスピネーカーの使用を制限する場合、トップ艇が上マークを回航する前に、マーク付近に

て運営艇が音響信号(連続音)と共に Y 旗を掲揚する。この場合、トップ艇が帆走し始めるレグ以降においてスピネーカーの使用が制限される。レース中にスピネーカーの使用制限を解く場合、トップ艇が上マーク回航する前に、マーク付近にて運営艇が音響信号(連続音)と共に Y 旗を降ろす。この場合、トップ艇が帆走し始めるレグ以降においてスピネーカーを使用できる。

22 ごみの処分

大会中に発生したごみは投棄せず、陸上本部で分別して処分する。[SP]

23 責任の認否

23.1 本大会のレース委員会は、レースの公平な成立にのみ責任を担う。

23.2 本大会において、主催、運営、共同主催、後援、協力、協賛に関する各団体および個人等は、レースの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡による責任を負わない。

23.3 艇と乗組員の安全確保は艇長の避けられない責任であり、艇長は艇を最良の状態ですばる十分な耐航性を有するように保持し、あらゆる状況下においてもそれに対応できる経験豊富な乗組員を乗船させるよう万全を尽くさなければならない。

23.4 艇長は、船体、スパー、リギン、セールおよびその他全ての備品を確実に装備し、また安全備品が適正に維持格納され、それらの使用方法と置き場所を全ての乗組員に熟知させておかなければならない。

23.5 レースに参加するかまたはレースを続けるかについての決定の責任は、その艇にのみある。RRS 規則 4「レースをすることの決定」参照。

23.6 艇長は上記内容を乗組員全員に周知徹底しておく必要がある。

23.7 レース委員会は不相当と認めた艇、及び艇長・乗員の参加を拒否することができる。

24 通信手段およびその制限[SP,NP]

24.1 レース艇とコミッティボート間の通信手段は、携帯電話を使用する。艇を代表する携帯番号を乗員登録書に2つ記入すること。

24.2 各艇は上記の要領で記入した携帯電話について、出艇中レース委員会からの連絡に常時応答できるようにしておくこと。

24.3 出艇申告後にスタートしなかった艇および、途中レースを棄権した艇は直ちに下記連絡先に記すレース本部まで連絡しなければならない。

～連絡先～

本部艇	／ 沢口 信介	090-1448-3914
レース本部(陸上)	／ 寺前 初音	090-9277-8419
マークボート1	／ 磯野 洋佑	080-5296-3362
マークボート2	／ 来田 陸	080-4646-1900

24.4 レースでの GPS およびその他航海計器の使用は許可しない。しかし、例外として COG、SOG のみを表示するデジタルコンパスと磁気コンパスの使用は許可する。

25 問い合わせ先

問い合わせ・質問はEメールのみで対応する。

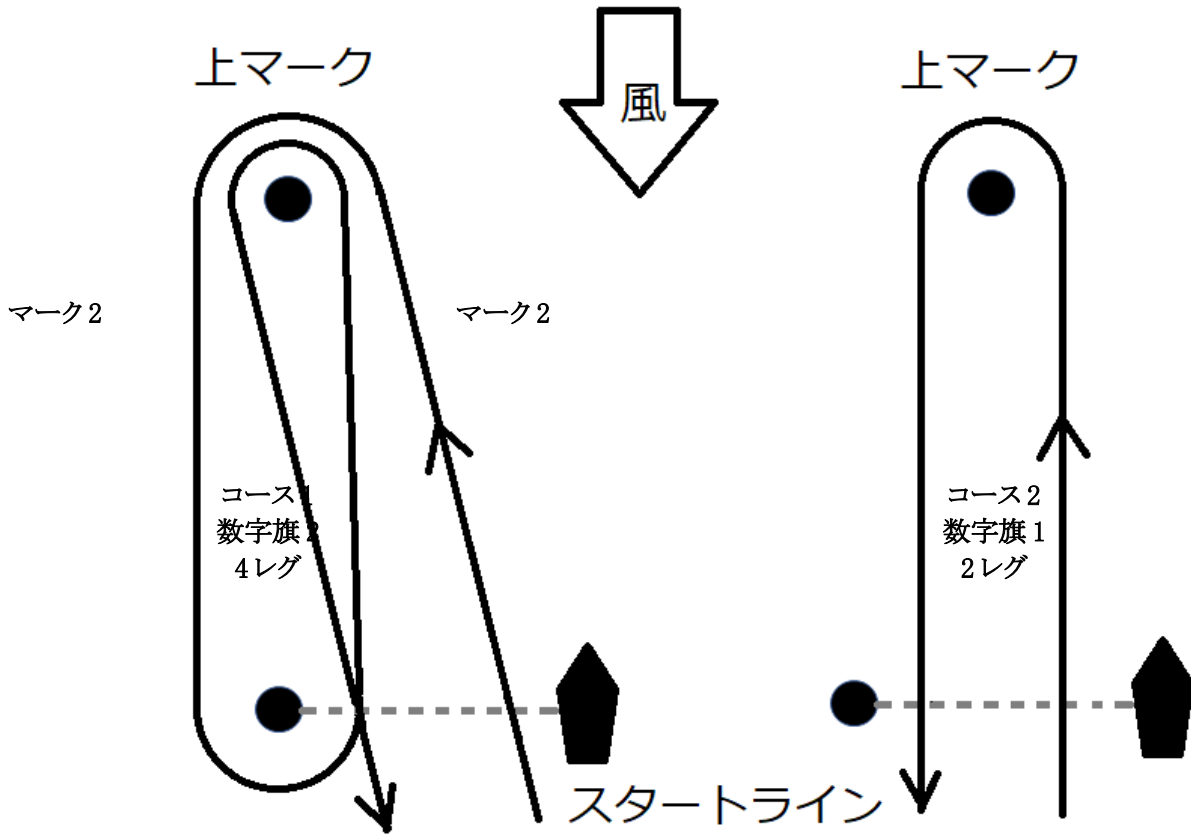
- ・大学名、質問者氏名、日付を明記し問い合わせること。
- ・質問内容と回答は各艇連絡責任者に、開示することがある。

ANIORU'S CUP 2020 実行委員会

anioru2020@gmail.com

マーク1

マーク1



レース・オフィス受付: 受付番号 ____ 日付と時刻 _____ 署名 _____

抗議書 - 救済および審問の再開の要求にも使用

適切に記入または印をつける。

1. 大会 _____ 主催団体 _____ 日付 _____ レース番号 ____

2. 審問の種類

艇から艇への抗議 艇またはレース委員会からの救済要求

レース委員会から艇への抗議 プロテスト委員会からの救済の考慮

プロテスト委員会から艇への抗議 艇またはレース委員会からの審問再開の要求

3. 抗議艇、救済または審問再開を要求している艇

クラス _____ フリート _____ セール番号 _____ 艇名 _____

代表者 _____ 電話番号、eメール _____

4. 被抗議艇または救済を考慮する艇

クラス _____ フリート _____ セール番号 _____ 艇名 _____

5. インシデント

インシデントの時刻と場所 _____

違反したと申し立てる規則 _____ 証人 _____

5. 被抗議艇への通告 抗議の意志の被抗議艇への知らせ方

声を掛けることにより

いつ _____ 用いた言葉 _____

赤色旗を掲揚することにより

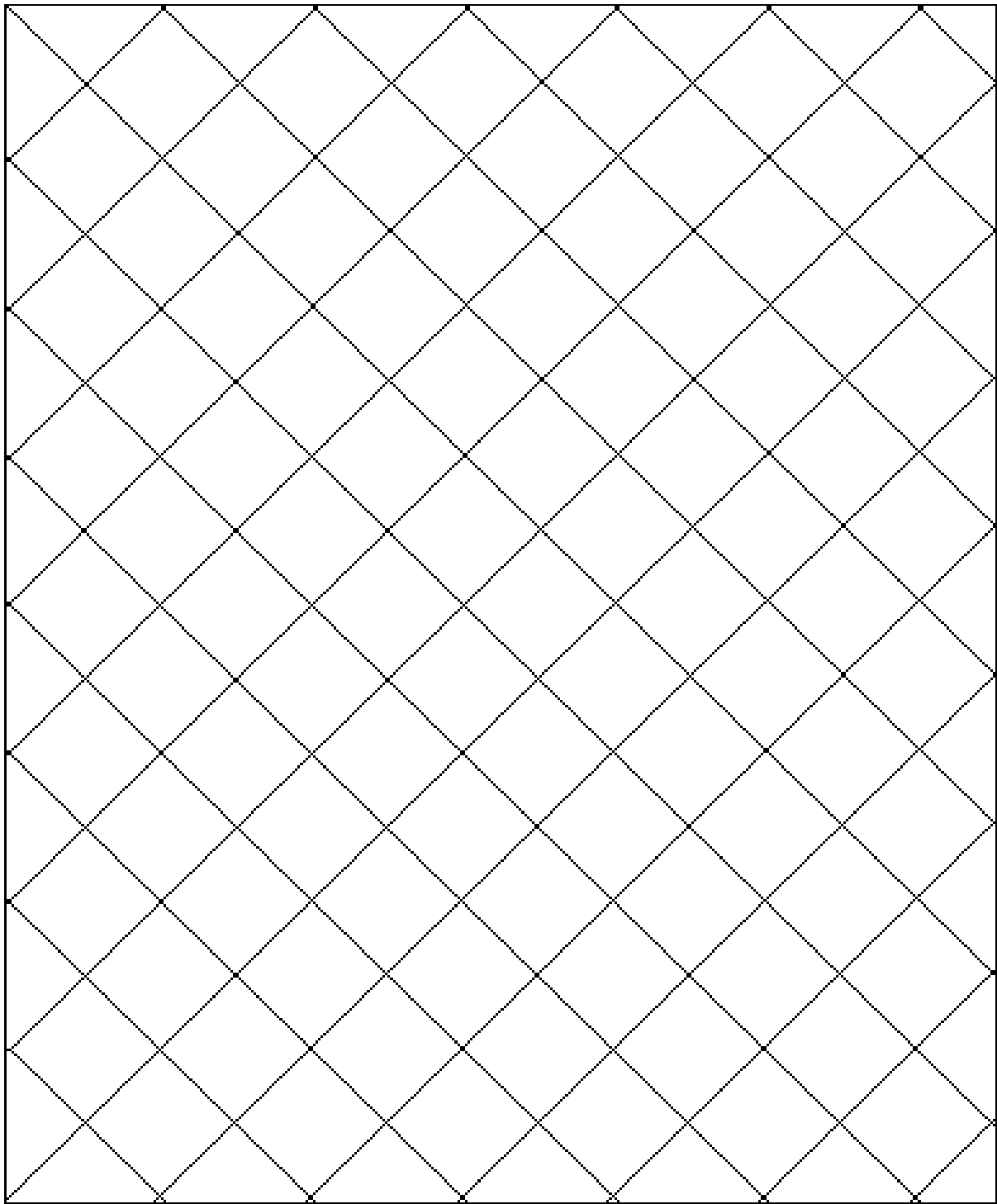
いつ _____

その他の方法で知らせることにより

詳細 _____

7. インシデントの詳細(必要な場合には別の用紙を用いること)

見取図: 1 辺 = 1 艇身; 艇の位置、風向と流れの方向、マークを示すこと。



添付書 A – Addendum Q:Ani アニーオールズ アンパイア制フリートレース

この付属文書は、『セーリング競技規則 2017-2020(以下「規則」という)』の規則 86.3 に従って JSAF により承認されている。

この帆走指示(以下「指示」という)は、多くの規則を変更している。

Q1 競技規則の変更

規則の変更は、指示 Q2、Q3、Q4、Q5 でも行われる。

Q1.1 定義および第 2 章の規則の変更

(a) 定義「プロパー・コース」に以下を追加する。

「ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。」

(b) 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

(1) 「ルーム・トゥー・タック」については、風上を繰り返しはっきりと指すこと。

(2) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上へ振ること。

Q1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

(a) 規則 44.1 の最初の文を以下と置き換える。

「レース中に、1 件のインシデントで1つまたはそれ以上の第 2 章の規則(損傷または傷害をおこした場合の規則 14 を除く)、または規則 31 もしくは規則 42 に違反したかもしれない艇は、規則 44.2 に従って 1 回転ペナルティーを履行する事ができる。」

(b) (削除)

(c) 規則 60.1 を以下と置き換える。

「艇は、指示 Q2.1 と Q2.4 に従っている場合に限り、他艇を抗議したり、救済要求をしたりすることができる。」

(d) 規則 61.1(a)の 3 番目の文と規則 61.1(a)(2)の全文を削除する。

(e) (削除)

(f) 規則 64.1(a)の 3 つの文を以下と置き換える。

「抗議審問の当事者である艇が規則に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。レース中でない時に艇が規則違反した場合、プロテスト委員会はインシデントが起こった時間の直近のレースにペナルティーを課すか、別の調整をするかを定めることができる。」

(g) 規則 64.1(a)を変更し、艇の免罪に関する規定をアンパイアが審問なしに適用することができることとする。また、それは矛盾するこの付属文書中のいかなる指示にも優先する。

(h) 規則 64.4(b)を以下に置き換える。

「支援者による規則違反に対する規則 60.3(d)あるいは規則 69 に基づく抗議審問の当事者である艇に、プロテスト委員会が DSQ までの得点調整をすることにより一つのレースに対してペナルティーを課すことができる。」

(i) 規則 P1 から P4 は適用されない。

Q2 艇による抗議と救済要求

Q2.1 レース中、艇は第 2 章の規則(規則 14 を除く)、規則 31 または規則 42 に基づき他艇を抗議することができる。ただし、自らが関与したインシデントにおいてのみ第 2 章の規則に基づく抗議をすることができる。抗議するためには、その艇は「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後の最初の妥当な機会に、ま

たはその前に、赤色旗を降下しなければならない。

Q2.2 指示 Q2.1 に従って抗議する艇は、アンパイアにより判定の信号が発せられなかった場合に限り、審問を受ける資格を得る。この場合艇は、書面による抗議を提出しなければならない。インシデントに関与した艇は、規則 44.2 に従って 1 回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのような艇にも、ペナルティーを課すことができる。

Q2.3 フィニッシュ・ラインにおいて、レース委員会は競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響1声とともに B 旗を掲揚する。B 旗は少なくとも 2 分間掲揚され、その後音響1声とともに降下される。レース委員会が B 旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合、音響 1 声とともに L 旗を掲揚する。B 旗は変更が行われたのち少なくとも 2 分間、掲揚を続ける。

Q2.4 以下のいずれかを行おうとする艇は、フィニッシュ後の B 旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会艇に対し声を掛けなければならない。また、SI-16.3 に規定された締切時間内に抗議または要求を提出しなければならない。

(a) 指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する。

(b) 指示 Q2.2 に基づき艇を抗議する。

(c) 損傷または傷害をもたらした接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する。

(d) 救済要求をする。

同じタイム・リミットが、指示 Q5.5 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は妥当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長しなければならない。

Q2.5 レース委員会は、指示 Q2.4 に基づき行われた抗議や救済要求についてプロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

Q3 アンパイアの信号と課されるペナルティー

Q3.1 アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。

(a) 長音 1 声を伴う緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。

(b) 長音 1 声を伴う赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

(c) 長音 1 声を伴う黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

Q3.2 (a) 指示 Q3.1(b) に基づきペナルティーを課された艇は、規則 44.2 に従って 1 回転ペナルティーを履行しなければならない。

(b) 指示 Q3.1(c) に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

Q4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議、マークの回航または通過

Q4.1 艇が以下のいずれかである場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティーを課することができる。

(a) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない。

(b) 規則 42 に違反した。

(c) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった。

(d) 故意に規則違反した。

(e) スポーツマンシップの違反を犯した。

(f) 指示 Q3.2 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない。

アンパイアは、指示 Q3.1(b)に従って信号を発することにより、規則 44.2 に従って履行すべき 1 つまたはそれ以上の 1 回転ペナルティーを課すか、または指示 Q3.1(c)に基づきその艇を失格とするか、またはさらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確にペナルティーを履行したために指示 Q4.1(f)に基づきペナルティーを課される場合、元のペナルティーは取り消される。

Q4.2 規則 28.2 の最後の文を次のとおり変更する。

「艇はこの規則に従うために誤りを正すことができる。ただし、その艇が次のマークを回航していないかフィニッシュしていない場合に限る。」この規則の誤りを正さない艇は、指示 Q3.1(c)に基づき失格とされなければならない。

Q4.3 自身の観察またはいかなる情報源からでも受け取った報告に基づき、艇が指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

Q5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

Q5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。ただし Q2.2 に基づき抗議書を提出する場合を除く。

Q5.2 艇は、アンパイアの不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。審問の当事者はプロテスト委員会の判決を上告の根拠とすることはできない。規則 66 の 3 番目の文を次のとおり変更する。「審問の当事者は審問再開を求めることはできない。」

Q5.3 (a) 艇が指示 Q2.2 に基づき審問を受ける場合を除き、抗議と救済要求は書面である必要はない。
(b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で被抗議者に伝え、審問を計画することができ、それを口頭で伝えることができる。
(c) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
(d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないこともある。
(e) (削除)

Q5.4 レース委員会は、艇が規則 28 に従ってコースを帆走しなかったにもかかわらず、指示 Q4.2 に従ってアンパイアが当該艇に黒色旗を適用しなかった場合を除き、艇を抗議することはない。

Q5.5 プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く規則 14 の違反に関して艇を抗議することはない。

Q5.6 テクニカル委員会は、艇または個人装備がクラス規則、規則 43 または存在するならその大会の装備規則に従っていないと判断した場合のみ、規則 60.4 に基づき抗議する。そのような場合、テクニカル委員会は抗議しなければならない。